

# 熊本市障がい者プランに関する 施策の実施状況について



熊本市障害者施策推進協議会  
平成28年2月12日

# 施策の体系

## 基本理念

## 分野別施策

## 施策の方向性

### 自立と共生の地域づくり

1 相互理解の促進  
と市民参加の活動  
【啓発・広報・ボランティア】

- 1 偏見や差別を取り除き相互理解を深める
- 2 学校教育や職場研修での啓発
- 3 ボランティア活動の促進

2 生活の場を拠点とする  
利用者本位の支援  
【生活支援】

- 1 施設等入所から地域生活への移行支援
- 2 相談・支援体制の充実
- 3 地域療育体制の整備
- 4 障がい者の権利擁護
- 5 在宅福祉サービスの充実
- 6 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援
- 7 福祉に携わる人材の養成

3 保健と医療サービスの  
適切な提供  
【保健・医療】

- 1 保健活動の推進
- 2 医療・リハビリテーション体制の整備
- 3 精神保健・医療施策の推進

4 すべての人にやさしく  
安全なまちづくり  
【生活環境】

- 1 住環境の整備
- 2 ユニバーサルデザインの推進
- 3 緊急時における障がい者への支援体制の整備

5 生涯にわたる教育等の  
支援体制  
【教育・育成】

- 1 特別支援教育の推進
- 2 教育関係者への理解啓発の推進
- 3 生涯学習の振興

6 自立と社会参加への  
条件整備  
【雇用・就労・活動】

- 1 雇用の場の確保
- 2 一般就労への移行と定着・継続への支援
- 3 福祉的就労への支援
- 4 障がい者の能力や特性に応じた雇用の促進
- 5 就労に関する相談・支援の充実
- 6 移動手段への支援
- 7 スポーツ・文化活動の促進

7 情報提供の充実  
【情報・コミュニケーション】

- 1 情報バリアフリーの推進

# 各施策における具体的な取り組みの実施状況

分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み	評価				改訂版 (H27～) への 引継ぎ	ページ
			A 実施	B 一部実施	C 未実施	— 評価なし (事業終了等)		
第1章	1	① テレビ・ラジオ・新聞による啓発広報	○				★	1
		② 市政だよりによる啓発広報	○				★	〃
		③ 講演会等の開催による啓発	○				★	〃
		④ 啓発イベントの開催	○	○			★	2
		⑤ 各種大会への支援	○				★	〃
		⑥ 体験・ふれあい事業	○				★	〃
		⑦ 障害者権利条約及び障がい者関連法令改正等の周知	○				★	〃
	2	① 福祉副読本の発行				○		〃
		② 職員等への啓発	○				★	〃
		③ 共に学ぶ教育の推進	○				★	3
	3	① ボランティア活動の啓発	○				★	〃
		② ボランティア活動の相談・支援	○				★	〃
		③ ボランティアの養成	○	○			★	〃
		④ 市民協働モデル事業	○					〃
第2章	1	① 住まいのバリアフリー化	○				★	4
		② 生活型施設の利用促進	○				★	〃
		③ 施設の有効活用	○				★	〃
		④ 地域生活への移行支援		○			★	〃
	2	① 身近な相談窓口の充実		○			★	〃
		② 児童相談所の設置	○				★	5
		③ 相談支援事業		○			★	〃
		④ 地域自立支援協議会	○				★	〃
		⑤ 障がい児等療育支援事業	○					〃
		⑥ 家族会・当事者会の活動支援	○				★	〃
	3	① 育児相談・健康診査の充実	○				★	〃
		② 障がい児保育の充実	○				★	6
		③ 子ども発達支援センター	○				★	〃
		④ 地域療育体制の整備	○				★	〃
		⑤ 重症心身障がい児(者)療育体制の整備	○				★	〃
	4	① 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	○				★	7
		② 権利保護に対する支援(成年後見制度)	○				★	〃
		③ 苦情解決体制の整備	○				★	7

分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み	評価				改訂版 (H27~) への 引継ぎ	ページ
			A 実施	B 一部実施	C 未実施	— 評価なし (事業終了等)		
第2章	4	④ 情報開示の適切な運用指導		○			★	〃
		⑤ 福祉サービスの第三者評価		○			★	〃
		⑥ 地域福祉ネットワーク活動			○			〃
		⑦ 身体障がい者及び知的障がい者相談員	○				★	〃
		⑧ 民生委員・児童委員	○				★	〃
		⑨ 虐待防止ネットワークの構築	○				★	〃
	5	① 訪問系サービスの拡充	○				★	8
		② 日中活動系サービスの拡充	○				★	〃
		③ 移動支援の拡充	○				★	〃
		④ 訪問入浴サービス	○				★	〃
		⑤ 日中一時支援事業	○				★	〃
		⑥ 熊本市障害者福祉センター(希望荘)		○			★	〃
		⑦ 地域活動支援センター事業(I型)	○				★	〃
	6	① 精神障がいについての理解の普及	○				★	9
		② 精神障がい者に対する障害福祉サービスの拡充	○				★	〃
		③ 当事者交流・活動の支援	○				★	〃
		④ 精神保健福祉サービスの充実	○					〃
		⑤ 精神障がい者の社会復帰及び社会参加支援施設	○					〃
		⑥ 精神障がい者社会適応訓練				○		〃
		⑦ 家族の支援	○				★	〃
	7	① 日常生活を支援する人材の養成	○				★	10
② 社会参加等を支援する人材の養成		○				★	〃	
③ 福祉に携わる職員の資質の向上		○				★	〃	
第3章	1	① 疾病の予防	○				★	11
		② 早期発見・適切な対応	○	○			★	〃
	2	① 医療との連携強化	○				★	〃
		② 医療費の助成	○				★	12
		③ 地域リハビリテーションサービスの充実	○				★	〃
		④ 歯科保健医療の推進	○				★	〃
		⑤ 難病対策の推進	○				★	〃
		⑥ 二次障がいの予防		○			★	13
	3	① 精神保健福祉サービスの充実	○				★	〃
	② 相談支援体制	○				★	13	

分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み	評価				改訂版 (H27～) への 引継ぎ	ページ
			A 実施	B 一部実施	C 未実施	— 評価なし (事業終了等)		
第3章	3	③ 社会的ひきこもりへの対策	○				★	//
		④ 高次脳機能障害への対応	○				★	//
		⑤ 広汎性発達障害等への対応	○				★	//
		⑥ 自殺予防への対策	○				★	//
第4章	1	① 障がい者住宅改造費助成	○				★	14
		② 公営住宅の活用	○				★	//
	2	① 公共施設等の整備	○				★	//
		② 民間建築物の整備	○				★	//
		③ 安全で快適な道づくり		○			★	//
		④ 公共交通・移送手段の利便性の向上		○			★	15
	3	① 地域における避難支援体制づくり		○			★	//
		② 地域ぐるみの防犯・防災体制の整備		○			★	//
		③ 施設における防災体制の整備	○				★	//
		④ 点字文書による防災指導小冊子の発行			○		★	//
		⑤ 緊急通報システム貸与事業	○				★	//
		⑥ 障がい者専用ファクシミリ	○				★	16
		⑦ 携帯メール119番	○				★	//
第5章	1	① 教育相談体制の充実	○				★	17
		② 就学指導委員会	○				★	//
		③ 校内支援体制の充実	○				★	//
		④ 障がいのある児童生徒のための施設等環境整備	○				★	//
		⑤ 進路指導の充実	○				★	//
		⑥ 学童保育の充実	○					//
	2	① 教職員研修	○				★	18
		② 発達障がいの理解推進	○				★	//
	3	① 学習機会の提供	○				★	//
		② 自主活動への支援		○			★	//
第6章	1	① 事業主への啓発	○				★	19
		② 各種助成制度の周知徹底	○				★	//
		③ 公共機関での障がい者雇用の促進	○				★	//
		④ 障がい者雇用事業所への支援	○				★	//
	2	① 就労移行支援事業	○				★	20
		② 就労継続支援事業(A型・雇用型)	○				★	20

分野別 施策	施策の 方向性	具体的な取り組み	評価				改訂版 (H27~) への 引継ぎ	ページ
			A 実施	B 一部実施	C 未実施	— 評価なし (事業終了等)		
第6章	2	③ 職親制度(知的障がい者)			○			//
		④ 職場定着と継続就労への支援	○				★	//
		⑤ チャレンジ雇用	○				★	//
	3	① 就労継続支援事業(B型・非雇用型)		○			★	21
		② 地域活動支援センター(Ⅲ型)		○			★	//
		③ 授産施設、小規模通所授産施設等の旧体系サービス				○		//
		④ 小規模作業所	○					//
	4	① テレワークの普及			○		★	//
		② グループ就労や短時間就労の促進	○					//
		③ ピアカウンセリング等の活動支援	○				★	//
	5	① 求人・求職者情報の提供	○				★	22
		② 就労関係機関との連携強化	○				★	//
	6	① 熊本市優待証(さくらカード)の交付	○				★	//
		② 障がい者福祉タクシー	○				★	//
		③ 障がい者自動車運転免許取得費助成	○				★	//
		④ 身体障がい者自動車改造費助成	○				★	//
	7	① 活動への支援	○				★	23
		② 体育施設等のバリアフリー化	○				★	//
		③ 障がい者スポーツ・文化行事の開催支援	○				★	//
第7章	1	① ふくしのしおり	○				★	24
		② 点字文書による広報	○				★	//
		③ 聴覚障がい者等情報文化事業	○				★	//
		④ 手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣	○				★	//
		⑤ 障がい者福祉ホームページの開設		○			★	//
		⑥ 保健福祉総合情報システム	○				★	//
		⑦ 行政情報の周知	○				★	//

# 分野別施策における主な取り組み

評価	A 予定通り実施	B 一部実施	C 未実施	— 評価なし(事業終了等)	改訂版(H27～) への引継ぎ(★)
項目数(146)	121	18	4	3	134

## 第1章 相互理解の促進と市民参加の活動 【啓発・広報・ボランティア】

施策の方向性	1	偏見や差別を取り除き相互理解を深める
具体的な取り組み	障がい者の社会参加を妨げる差別や偏見をなくし、すべての市民が互いに尊重しあい、共に生活する社会を目指して、障がいや障がい者についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題/今後の方針 改善事項など	所管課
① テレビ・ラジオ・新聞による啓発広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>おでかけパス券一斉更新、タクシー券・燃料費助成券交付窓口設置や、夏休み障がい児・家族支援事業のボランティア募集、障がい者大運動会についてラジオを利用し広く市民に周知することができた。</li> <li>審議会やイベント等の開催にあたっては、報道資料の提出により、報道機関へ取材の実施を働きかけた。</li> <li>障がい者施設商品のアンテナショップとして開設したUMUについて、新聞・ラジオ・テレビ・タウン誌・フリーペーパーなど数多くのメディアに取り上げてもらうことで、障がい者支援の取り組みを周知することができた。</li> </ul>	A	多様な媒体を活用し、適切な時期に啓発広報を実施することができた。	今後も引き続き、適切な時期に積極的な広報を展開していく。	障がい保健福祉課
① 【重複】 テレビ・ラジオ・新聞による啓発広報	自殺対策推進事業を委託により実施する中で、アルコール問題啓発週間イベント及び若年層を対象とした映画上映会をラジオにより告知をした。また、地方紙面に毎週日曜日・6ヶ月間にわたり、啓発告知を掲載した。	A	マスメディアにより啓発は適切な時期により実施できた。	同様の方法により適切な時期に広報を展開していく。	精神保健福祉室
② 市政だよりによる啓発広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>おでかけパス券一斉更新、タクシー券・燃料費助成券交付窓口について掲載し、広く周知を図った。</li> <li>手話通訳奉仕員や要約筆記者の養成講座について掲載し、参加をよびかけた。</li> <li>障がい者サポート企業・団体の認定や障害者週間に関する啓発、障がい者施設商品コンクール受賞商品の紹介等を市政だよりに掲載し、障がい者支援の取り組みの周知を行った。</li> <li>夏休み障がい児・家族支援事業の利用者募集やボランティア募集を呼びかけ多くの市民に参加していただいた。</li> </ul>	A	タイムリーな啓発広報活動が展開できた。	今後も引き続き、積極的な啓発広報活動に努める。	障がい保健福祉課
② 【重複】 市政だよりによる啓発広報	家族教室の開催や自殺予防週間等について、周知広報を図った。	A	タイムリーな啓発広報活動が展開できた。	今後も引き続き、タイムリーで積極的な啓発広報活動に努める。	精神保健福祉室
③ 講演会等の開催による啓発	障がい者サポーター研修会の開催や出前講座等の実施により、障がいや障がい者について市民への理解啓発を行った。	A	市民への啓発の契機となった。	今後も引き続き、講演会等を通して障がいに関する啓発に努める。	障がい保健福祉課
③ 【重複】 講演会等の開催による啓発	発達障がいに関して普及啓発・理解促進を図るため、県と連携し県市民を対象とした講演会を行った。年1回開催。 *参加者407名	A	県と連携し講演会を行うことで広く県市民に啓発ができた。	聴講者は療育機関や園・学校関係者が多く、発達障がいについて県市民に広く普及啓発を行うという目的を達成するためには広報の手法などの検討が必要。	子ども発達支援センター

③	【重複】 講演会等の 開催による啓 発	精神保健及び福祉に関する知識や権利擁護等についての講演会・研修会の開催による啓発事業等を行った。 (講演会・家族教室など) 開催回数：109回、参加者数：973人 (研修会) 開催回数：13回、参加者数：604人	A	依存症やピアサポート等、各種テーマで講演会や研修会を開催し、普及啓発を図った。	テーマや内容等については随時検討しながら、引き続き取り組む。	こころの健康センター
④	啓発イベント の開催	障害者週間中に著名人を講師に招いて障がいに関する講演会を開催し、障がいや障がい者について市民への理解啓発を行った。	A	障がいについて知る機会、障がい者と交流する機会を持たない市民に対しての、啓発のいい契機となった。	今後も引き続き、多くの市民が関心を持つイベント内容、広報の方法を検討し、理解啓発に取り組む。	障がい保健福祉課
④	【重複】 啓発イベント の開催	平成26年度の東区民まつりに授産施設の物品販売ブースを設置。	B	物品はあまり売れなかった。また、事業所の役割や存在のアピールが少なかった。	区役所のイベント開催時に、参加の機会を設ける	東区福祉課
⑤	各種大会へ の支援	熊本市障がい者大運動会を開催した。	A	知的障がい者施設中心の大会となりつつある。	参加申込の周知先、競技内容等について、実行委員会会議等にて検討する。	障がい保健福祉課
⑥	体験・ふれあ い事業	障がいのある人に自然や地域社会に触れ合う機会を提供し、また、ボランティアや地域住民との交流を通じて、障がいのある人の立場の理解や啓発を行った。	A	障がいのある人へ、社会交流の機会が提供できた。	交流内容、移動手段の確保	障がい保健福祉課
⑦	障害者権利 条約及び障 がい者関連 法令改正等 の周知	①障がい者サポーター制度の研修の際に、障害者差別解消法について周知を行った。 ②障害福祉サービス事業所に対して報酬の変更内容や取扱に関する事業所説明会を実施した。 また、障害福祉サービスにおける難病患者の対象拡大も行われたため、関係機関への周知を行うことができた。	A	①機会を捉え、市民への周知を図った。 ②事業所へ周知するだけでなく、当該事項についての質問等に対し随時電話での対応も実施することができた。	①今後も引き続き、法令等の周知に努める。 ②法改正等が頻繁に行われるため、その都度周知徹底を図る必要がある。 今後も適宜説明会等開催し、周知を行う。	障がい保健福祉課

施策の方向性	2	学校教育や職場研修での啓発
具体的な取り組み	学校教育法の改正を踏まえ、教育の現場や様々な職場の中で、障がい者に対する正しい理解と意識の向上を図る。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題/今後の方針 改善事項など	所管課
① 福祉副読本の 発行	福祉副読本の発行は平成21年度で事業終了したが、各学校では教育委員会発行の「じんけん」（学習指導案集）を活用し授業を行うほか、特別支援学校との交流や共同学習をはじめ、車椅子体験やアイマスク体験、障がい者を招いた学習会等をとおして障がい者理解に取り組んでいる。	-	-	-	障がい保健福祉課
② 職員等への 啓発	①市職員を対象とした障がい者サポーター制度の研修会を実施し、障がいや障がい者についての正しい理解や、支援方法について啓発を行うとともに、障害者差別解消法について周知を行った。 ②新規採用職員及び関係部局への異動者に対し、障がいに関する講義および夏休み障がい児・家族支援事業に参加してもらい、実際に障がい児と接してもらった体験研修を行った。	A	①各所属から1名以上の研修参加を促した。 ②障がいへの職員の理解が深められた。	今後も引き続き、研修等を通して障がいに関する啓発及び資質向上に努める。	障がい保健福祉課

③	共に学ぶ教育の推進	通常の学級に在籍する児童生徒と特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習を推進した。	A	子どもの実態や各学校の状況に応じて交流及び共同学習が実施された。	今後も児童生徒の発達段階に応じて適切な交流及び共同学習を推進する。	総合支援課
---	-----------	---	---	----------------------------------	-----------------------------------	-------

施策の方向性	3	ボランティア活動の促進
具体的な取り組み	市民のやさしい心の涵養を育み、家庭や地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、ボランティアの育成や活動支援の充実を図る。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
①	ボランティア活動の啓発	A	各種ボランティア情報の収集、提供に努めている。	引き続き、情報を収集し効果的な情報の提供に努める。	市民協働課
②	ボランティア活動の相談・支援	A	様々な個人、団体からの相談等に対応している。	障がいのある方が組織した団体の活動が継続できるように相談・支援を行う。	市民協働課
③	ボランティアの養成	A	各種研修等を企画し、実施している。	ボランティアと市民活動団体のマッチングの機会提供、活動者のニーズにあった研修やセミナーを開催する。	市民協働課
③	【重複】ボランティアの養成	B	ボランティア養成及び活動支援として、プログラムに、学習だけでなく現場実習、当事者との交流等の内容を設けて開催したが、実際の活動継続につながる方は少ない状況。	申込者の減少もあり普及啓発が十分でないため、精神障がいへの理解者を増やすための、啓発の内容を充実させることも検討する。	こころの健康センター
③	【重複】ボランティアの養成	A	障がい者サポーター研修会や出前講座の受講者を障がい者サポーターとして登録し、障がいに関する制度やボランティア、イベント等の情報提供を定期的に行った。	今後も引き続き、市民に向けて制度の周知及び障がい者サポーターへの登録を促していく。	障がい保健福祉課
④	市民協働モデル事業	A	障がい者サポーターも巻き込んで商品審査を行うなど、商品力向上だけでなく市民への理解促進に資することができた。	商品コンクールについてはH27年度も継続。商品力向上の取り組みを新規事業として実施予定。	障がい保健福祉課

## 第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援 【生活支援】

施策の方向性	1	施設等入所から地域生活への移行支援
具体的な取り組み	施設等入所から地域生活への移行を支援する。また、専門的なスタッフを配置した施設は、様々なケースに有効に対応し得る場であるため、地域に開かれた交流スペースとして有効活用を図る。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題/今後の方針 改善事項など	所管課
① 住まいのバリアフリー化	在宅で生活する障がい者が快適な生活ができるよう住宅を改造する場合に必要な費用の一部を助成した。 ・H26年度実績 11件	A	現地確認、検査等を行い、障がい者が必要とされる改造を適正に行うことができた。	今後も継続して事業を行う。	障がい保健福祉課
② 生活型施設の利用促進	グループホーム利用者数は増加しており、地域移行を図ることができた。	A	○実利用者人数 (人/月) H21年度265人 H26年度609人	今後、更なる地域移行を進めていく必要がある。平成24年10月から開始された計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	障がい保健福祉課
③ 施設の有効活用	就職・生活等の各種相談を行うスペースを提供した。(熊本市障害者福祉センター希望荘)	A	予定どおり各種相談等を実施した。	引き続き、各種相談や交流等を行うスペースの提供を行っていく。	障がい保健福祉課
④ 地域生活への移行支援	・毎月開催している検討会の中で、「高齢入院患者地域支援事業」の効果検証を行い、今後の取り組み内容について取りまとめた。また事業対象ケースや対応困難ケースの事例検討を行った。 ・普及啓発研修会や意見交換会を行い、社会資源や制度に関する情報共有を行った。(開催回数：4回、延参加者数：167名)	B	普及啓発等を継続しているが、地域相談支援の利用促進にはつながっていない現状。今後も医療機関や関係機関による地域移行・地域定着支援の取り組みや連携が重要。	引き続き、事業を実施しながら効果検証を行う。また、長期入院患者のニーズ調査により、今後の取り組み目標を明確化する。	障がい保健福祉課

施策の方向性	2	相談・支援体制の充実
具体的な取り組み	住み慣れた家や地域の中で障がい者が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、窓口機能の充実と連携の強化を図る。 福祉サービスの選択と決定に適切な助言や支援を行うため、「障がい者ケアマネジメント事業」を継続するとともに、サービス事業者による「相談支援事業」を促進する。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題/今後の方針 改善事項など	所管課
① 身近な相談窓口の充実	各区役所福祉課に継続してケアマネジメント従事者を配置し、相談・利用支援体制の充実を図った。	B	従事者不在の区がある(応募者がいなかったため)等、適切な事業運営がされたとは言い難い。	H27年3月末をもって事業廃止。 H27年4月から熊本市障がい者相談支援センター8カ所(H27年10月からは9カ所)を設置し、相談支援体制の充実を図っていく。	障がい保健福祉課

②	児童相談所の設置	①知的障害児施設等の障害児施設において、障がいのある児童に対する保護・訓練等を行うとともに、それに伴う障害児施設措置費等の支弁と障害児施設給付費の支給を行った。 ②利用者負担の軽減のため障害児施設利用負担額の半額を助成した。	A	措置費の支弁や給付費の支給等について順調に行うことができた。	今後も相談・支援体制の充実により、障がい児の福祉の向上を図っていく。	児童相談所
③	相談支援事業	市内15箇所の相談支援事業所に運営費の補助を行い、障がい者及び障がい児、保護者等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を実施した。	B	補助事業が公募でないことから、公平性の観点から適当でない。区によって偏在が見られ、事業所配置が適正でない。3障がいへの対応が不十分。計画相談支援が基本相談を圧迫している。	左記の課題に対応するため、H27年度に事業の重点化を行い、委託により事業を実施する。	障がい保健福祉課
④	地域自立支援協議会	全体会議を3ヶ月に一度、年4回開催し、部会（5部会）をそれぞれ月1回を目処に開催した。	A	地域の課題や市の各種施策について、全体会議及び部会にて活発な議論がなされた。	今後も継続して会議を開催するとともに、全体会議で取り上げられる議題には限りがあるため、今後は各部会の取組等を充実させていく。	障がい保健福祉課
⑤	障がい児等療育支援事業	障がい児（者）及び保護者への家庭訪問、外来による療育相談指導、保育園等の職員に対する相談指導を実施した。また、施設支援一般指導事業については、法定サービスや他課の類似事業により代替可能であるため、平成26年度をもって廃止とした。	A	法定サービス等との役割の明確化により事業の見直しを行った。	存続する訪問療育や外来療育についても法定サービスとの併用する利用者が多いことから、引き続き事業の見直しを行う。	障がい保健福祉課
⑥	家族会・当事者会の活動支援	・熊本県肢体不自由児協会等の障がい者団体に対し、運営費の一部助成を行った。 ・団体が企画した事業（聴覚障がい者に対する情報文化事業や障がい児を対象にした療育キャンプ事業等）が円滑に実施できるよう事業費の一部補助を行った。	A	予定どおり実施した。	引き続き、各種障がい者団体等への助成を行っていく。	障がい保健福祉課
⑥	【重複】家族会・当事者会の活動支援	・熊本市心の障害者家族会との共催で精神保健家族教室を年6回開催した。（延参加者数：267名） ・西区役所にて地域家族教室を開催した。	A	参加者の減少。	市政だよりや関係機関連絡会等による周知を行いながら、家族会の活動支援や家族支援に努める。	精神保健福祉室

施策の方向性	3	地域療育体制の整備
具体的な取り組み	「発達障害者支援法」を踏まえ、発達障がい児に対する早期発見・早期療育等の支援の充実を図る。 「子ども発達支援センター」を中心に、就学前から学童期、卒業後の進路指導など子どもの成長段階に応じた一貫した療育体制の確立に努める。 子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、自立した生活を目指した支援を行う。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
① 育児相談・健康診査の充実	早期発見・早期支援を行うために随時所内の支援体制見直しを行い、待機期間の短縮に取り組んだ。	A	待機期間の短縮を意識した支援体制の充実が図れた。	引き続き待機期間短縮のための取り組みを継続していく。	子ども発達支援センター

②	障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市立城東保育園に新たに中央児童発達支援ルームを開設し、熊本市立保育園の4園において児童発達支援ルームを併設。障がいのある児童の療育を行い、そのうち3園においては、公私立保育園への訪問支援を行い、障がい児保育の充実を促進している。</li> <li>・公私立保育園で、障がいのある乳幼児を受け入れ、ひとりひとりに応じた支援を行ってきた。</li> </ul>	A	中央児童発達支援ルームの開設により、障がい児保育の充実を促進できた。	障がい児の数は年々増加傾向にあり、また、障がいの程度が重い児童や、特別な配慮や支援を必要とする子どもたちへの更なる対応が求められており、障がい児保育の充実を図っていく。	保育幼稚園課
③	子ども発達支援センター	相談、評価、診断、初期療育活動などの支援を行った。	A	相談者のニーズを適切に把握し、支援を行うことができた。	相談件数は年々増加しており、今後も増え続けるニーズに適切に対応できる支援体制を構築する必要がある。	子ども発達支援センター
④	地域療育体制の整備	北・東・南部地域の発達支援ネットワークづくりを進めた。また、ネットワーク型の療育システムの充実を図るための課題抽出とその解決方法を検討する療育支援ネットワーク会議を開催した。	A	療育支援ネットワーク会議でネットワークを動かす支援者の支援についての議論ができた。	療育支援ネットワーク会議及び地域発達支援ネットワークを充実させていく取り組みを継続していく。	子ども発達支援センター
⑤	重症心身障がい児(者)療育体制の整備	<p>①「熊本市重症心身障がい児等在宅支援推進会議」を設置し、今後実現すべき具体的施策について取りまとめた。</p> <p>②法改正に伴い、平成24年から重症心身障害児(者)通園事業と児童デイサービスは、障害児通所支援等へ移行した。移行者や新規利用者に対し制度説明を行いながら支給決定を行った。平成26年度は、主として重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所を指定し、受入施設を拡充した。</p>	A	<p>①調査結果や委員の意見を踏まえ新たな支援策をまとめることができた。</p> <p>②左記により、療育体制の拡充が図れた。</p>	<p>①新たな支援策の実現には関係機関等との強力な連携が必要である。</p> <p>②平成24年からの法改正により、他制度への影響等を検証していく必要がある。また、医療依存度が高い障がい児を受け入れる施設が少ない。法改正に伴い、障害福祉サービス・障害児通所支援のみならず、障がい児等療育支援事業など他制度への影響などを考慮する必要がある。また、医療依存度が高い障がい児の受け入れ先として、障害児通所支援以外にも短期入所の充実、重症心身障害児等に対応した相談支援体制の整備等を検討している。</p>	障がい保健福祉課

施策の方向性	4	障がい者の権利擁護
具体的な取り組み	障がい者が安心して日常生活を送れるように、一人ひとりの人権を尊重し、問題解決に向けた支援体制の整備に努める。障害者権利条約を踏まえ、障がい者への合理的配慮の重要性について周知に努める。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題/今後の方針 改善事項など	所管課
① 日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)	日常生活自立支援事業の実施主体である熊本市社会福祉協議会権利擁護センターへ平成24年度より補助金を交付。(国:1/2、市1/2)	A	利用者が在宅で安心して暮らせるよう、支援内容の充実及び関係機関との連携を図り、支援を行った。	引き続き、実施するもの。	健康福祉政策課 (実施主体:熊本市社会福祉協議会)
② 権利保護に対する支援 (成年後見制度)	成年後見制度を必要とする知的及び精神障がい者に対し、その利用を支援し、申立の費用及び後見報酬の費用を助成することにより、障がい者の権利擁護と成年後見制度の利用促進を図った。 H26年度申立件数:12件 報酬助成:7件	A	相談に対し、必要な支援を行うことができた。	今後も継続して普及のため周知を図り、助成を行う。	障がい保健福祉課
③ 苦情解決体制の整備	平成24年度の政令市移行に伴い、障害福祉サービスの事業所指定を行うようになり、指定の際に第三者委員の配置やサービスに関する苦情申立窓口を設置するよう促した。	A	事業所指定の際に苦情解決体制が整備されていることを確認した。	今後も継続して苦情解決体制の整備を徹底するとともに、第三者委員等を設置した際には利用者に周知するよう促す必要がある。	障がい保健福祉課
④ 情報開示の適切な運用指導	平成25年度より事業所の基準を市の条例で定め、その中で自己評価の開示を義務付けた。	B	条例を定めて間もないため、まだ自己評価を開示しているところは少ない。	事業所指定や事業所への実地指導を通して確認を行う。	障がい保健福祉課
⑤ 福祉サービスの第三者評価	平成25年度より事業所の基準を市の条例で定め、第三者評価についても努力義務規程を設け、推進を行った。	B	金銭面の問題もあり、なかなか利用に結びついていない。	事業所指定や事業所への実地指導を通して確認を行う。	障がい保健福祉課
⑥ 地域福祉ネットワーク活動	「地域福祉ネットワーク」は未設置。 既存の枠組みを活用した総合相談支援を実施。	C	「地域福祉ネットワーク」未設置。	・社協において取組なし ・「地域福祉ネットワーク」未設置	健康福祉政策課 (実施主体:熊本市社会福祉協議会)
⑦ 身体障がい者及び知的障がい者相談員	身体・知的障がい者の相談を受け、指導・助言を行った。 H26相談件数 身体322件 知的325件	A	相談に対し適切に助言・指導を行った。	今後も引き続き、適切な助言・指導を行えるよう研修を行っていく。	障がい保健福祉課
⑧ 民生委員・児童委員	民生委員・児童委員の資質向上を目的に、研修会を開催した。 ・全体研修会(年1回) ・新任者研修会(年1回) ・主任児童委員研修会(年1回)	A	民生委員・児童委員に対する研修会を開催し資質向上に努めた。	今後も引き続き、民生委員・児童委員に対する研修会を実施し、資質の向上に努める。	健康福祉政策課
⑨ 虐待防止ネットワークの構築	熊本市障がい者虐待防止連絡会議を設置し、関係者への周知や情報共有を図った。 ・熊本市障がい者虐待防止センターへの通報件数29件 ・虐待と認められた件数10件	A	関係者への周知を図ることで、虐待の早期発見、防止に努めた。	今後も引き続き、関係機関との連携を行っていく。	障がい保健福祉課

施策の方向性	5	在宅福祉サービスの充実
施策の方向性	「熊本市障がい福祉計画」に基き、新しいサービス体系による障害福祉サービスや地域生活支援事業の推進を図る。障害者総合支援法に基づく福祉サービス以外にも、地域の実情に応じて必要なサービスを実施する。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題/今後の方針 改善事項など	所管課
① 訪問系サービスの拡充	説明会やホームページ等での障害福祉サービスの周知や、相談支援事業所と連携して支給決定を行った。	A	サービス内容の周知、ライフスタイルに応じた支給決定を行うことができた。	障害福祉サービスのさらなる周知を行うとともに、相談支援事業所と連携しながらライフスタイルに応じた支給決定を行っていく必要がある。	障がい保健福祉課
② 日中活動系サービスの拡充	利用者は年々増加しており、自立に向けたサービスの拡充が行えた。また法改正の伴う新体系移行者に対し、利用に支障のないよう支給決定を実施するとともに、新規利用者についても、制度改正の説明を行い支給決定を行った。 ○実利用者人数（人/月） H21年度 1,442人 H26年度 3,773人 ※増加要因の1つとして、法改正に伴う新体系移行者がいることがある ※平成21年度には児童デイサービス利用者含む（H24年4月児童デイサービスは廃止。児童福祉法による児童通所支援へ移行。）	A	サービス内容の周知、ライフスタイルに応じた支給決定を行うことができた。	障害福祉サービスのさらなる周知を行うとともに、相談支援事業所と連携しながらライフスタイルに応じた支給決定を行っていく必要がある。説明会やホームページ等で障害福祉サービスの周知や、相談支援事業所と連携しながら、支給決定を行っていく。	障がい保健福祉課
③ 移動支援の拡充	屋外での移動が困難な障がい者（児）に社会生活上外出が必要不可欠な時に外出を支援した。	A	必要に応じた支給決定を行った。	今後も引き続き実施する。	障がい保健福祉課
④ 訪問入浴サービス	通所が困難な在宅の障がい者（児）に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを実施した。	A	必要に応じた支給決定を行った。	今後も引き続き実施する。	障がい保健福祉課
⑤ 日中一時支援事業	日常的に介護をしている家族の一時的な休息を目的に、障がい者（児）に活動の場を提供し訓練等を実施した。	A	必要に応じた支給決定を行った。	今後も引き続き実施する。	障がい保健福祉課
⑥ 熊本市障害者福祉センター(希望荘)	障がい者及び家族、又は介護者等のための各種講座、地域との交流行事等を実施した。また、訓練や入浴のサービス、福祉バスの運行を実施した。	B	設備の故障等が見受けられるが、予算の範囲内で一部修繕を実施した。	利用者の安全確保を第一に、引き続き修繕を実施する。	障がい保健福祉課
⑦ 地域活動支援センター事業(I型)	平成21年度以降、8箇所のセンターに補助を実施。平成26年度末をもって、1箇所が事業終了。	A	センターの利用者増加に向けた課題はあるが、概ね順調。	センターの場所のバランスや主に対応する障がい種別に偏りがあるため、委託化も含めて再編整備の方向で検討を進める。	障がい保健福祉課

施策の方向性	6	精神障がい者の社会復帰・社会参加支援
具体的な取り組み	精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、精神障がいについての正しい理解の啓発を行うとともに、サービス事業者等との連携のもと、精神障がい者に対する福祉サービスの充実を図る。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
① 精神障がいについての理解の普及	精神保健福祉普及運動や自殺予防週間、アルコール関連問題啓発週間、自殺対策強化月間等の機会を通し、パネル展示やパンフレット配布を行い、啓発に努めた。	A	タイムリーな啓発広報活動が展開できた。	疾病に対する理解が一般の方には難しく、偏見や差別の解消には継続した啓発が必要。	精神保健福祉室
② 精神障がい者に対する障害福祉サービスの拡充	障害福祉サービスの周知を行うとともに、障害福祉サービス事業所指定の際に障害種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本とすることを説明し、精神障害者の支援可能な事業所増設を行った。	A	左記により、精神障がい者に対する障害福祉サービスの拡充が図れた。	障害福祉サービスのさらなる周知を行うとともに、相談支援事業所と連携しながらライフスタイルに応じた支給決定を行っていく必要がある。また、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく必要がある。	障がい保健福祉課
③ 当事者交流・活動の支援	・区役所（中央区・東区）にて精神障がい者サロンを実施した。 ・ピアサポートグループ「ピアサポートくまもと」の活動支援として連絡会を月1回開催し、学習や意見交換の機会を設けた。（登録者数：21名）	A	区役所における精神障がい者サロンは終了。ピアサポートグループの中で、自主的な活動も開始された。	引き続き自主組織の育成や交流の場の情報提供を行っていく。	精神保健福祉室
④ 精神保健福祉サービスの充実	①精神科病院実地指導において社会復帰への取り組みについて依頼し、また②精神保健福祉連絡協議会等を通して医療機関との連携を図った。	A	特に、実地指導においては、院内行事や作業療法の実施状況について確認及び助言する事ができた。	引き続き医療機関と情報交換を行い連携を図っていく。	精神保健福祉室
⑤ 精神障がい者の社会復帰及び社会参加支援施設	障害福祉サービスを利用して社会復帰を目指す精神障害者にとってサービスが利用しやすいよう、障害福祉サービス事業所指定の際に障害種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本とすることを説明し、精神障害者の支援可能な事業所増設を行った。	A	事業所指定の際に、障害種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本とする旨の説明を行い、精神障害者の支援可能な事業所の増設を図った。	障害福祉サービスのさらなる周知を行うとともに、相談支援事業所と連携しながらライフスタイルに応じた支給決定を行っていく必要がある。また、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく必要がある。	障がい保健福祉課
⑥ 精神障がい者社会適応訓練	精神保健福祉法の一部改正により、精神障がい者社会適応訓練事業についての規定が平成23年度までとされたことから、本市においても終了とした。	—	—	精神障がい者の就労支援の充実	精神保健福祉室
⑦ 家族の支援	・熊本市心の障害者家族会との共催で精神保健家族教室を年6回開催した。（延参加者数：267名） ・西区役所にて地域家族教室を開催した。 *再掲（2-2-⑥）	A	参加者の減少。	市政だよりや関係機関連絡会等による周知を行いながら、家族会の活動支援や家族支援に努める。	精神保健福祉室

施策の方向性	7	福祉に携わる人材の養成
具体的な取り組み	障がい者の地域生活と社会参加を促進するため、在宅生活や社会活動を支援する人材の育成と確保を行うとともに、行政や社会福祉施設等の職員の資質の向上を図る。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
① 日常生活を 支援する人 材の養成	移動支援従事者養成研修については、平成23年度で廃止。 引き続き、難病患者等の多様化するニーズに対応できるホームヘルパーの養成研修を県と合同で開催した。 80人が研修を受講し、修了証を交付した。	A	計画通り研修を開催し、多くのヘルパーの方に受講していただいた。	今後も引き続き、研修等を通して難病患者等に対応できるホームヘルパーの養成に努める。	障がい保健福祉課
② 社会参加等 を支援する人 材の養成	視覚や聴覚に障がいのある方等の意思疎通支援を行う手話通訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成を行った。	A	障害者総合支援法施行に伴い平成25年度から実施している専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業等を実施した。	障害者総合支援法の施行に伴い、より専門性の高い意思疎通支援者の養成を行う指導者が不足しているため、国が実施する指導者養成研修事業に派遣し指導者を養成する。	障がい保健福祉課
③ 福祉に携わ る職員の資 質の向上	①市職員を対象とした障がい者サポーター制度の研修会を実施し、障がいや障がい者についての正しい理解や、支援方法について啓発を行うとともに、障害者差別解消法について周知を行った。 ②熊本市役所においては、平成22年度より関係部局の新規採用職員に対し障がいに関する講義および夏休み 障がい児・家族支援事業に参加してもらい、実際に障がい児と接してもらった体験研修を行った。 *再掲（1-2-②）	A	①各所属から1名以上の研修参加を促した。 ②障がいに対する理解が深められた。	今後も引き続き、研修等を通して障がいに関する啓発及び資質向上に努める。	障がい保健福祉課

### 第3章 保健と医療サービスの適切な提供 【保健・医療】

施策の方向性	1	保健活動の推進
具体的な取り組み	生活習慣病等の疾病による障がいの防止に取り組むため、疾病や障がいの早期発見に努める。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題/今後の方針 改善事項など	所管課
① 疾病の予防	健康教室や健康相談、健康診査において、疾病の予防についての啓発や指導を行った。 *妊婦健康診査受診率99.0%	A	妊婦健康診査受診率が上昇した。	疾病の予防についての啓発や指導を行う。	子ども支援課
① 疾病の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージに合わせた生活習慣病の予防のための健康教室や健康相談などを実施。</li> <li>・熊本市民健康フェスティバル、食と健康フェア、地域の催事などにおいて積極的に啓発を実施。</li> <li>・末期腎不全による人工透析者数の割合が全国と比べて最も高い水準にあることから、平成21年度から慢性腎臓病（以下、「CKD」という）対策を開始した。CKDの啓発や早期発見、重症化防止までの総合的な対策を実施。</li> </ul>	A	新規人工透析者数 295人（H21年度） ↓ 251人（H26年度）	新規に人工透析となる原疾患の約4割は糖尿病性腎症が占めており、糖尿病を含めた生活習慣病の予防や更なるCKD（慢性腎臓病）対策の推進が必要であるため、引き続きCKD対策を推進するとともに、校区単位の健康まちづくりの中で、生活習慣病の予防に関する啓発や健康相談、健康教室等を実施していく。	健康づくり推進課
② 早期発見・適切な対応	妊婦健康診査や乳幼児健康診査を実施し、疾病や発達障がいの早期発見に努めるとともに、必要に応じて事後指導や医療機関の紹介を行った。 *妊婦健康診査受診率99.0%	A	健康診査受診率が上昇した。	受診率の向上/健診未受診者の把握に努める/受診勧奨を実施する。	子ども支援課
② 早期発見・適切な対応	<p>がんの早期発見、早期治療のため肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの5種類のがん検診を実施。</p> <p>【H26年度がん検診受診率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肺がん：11.0%</li> <li>・胃がん：4.9%</li> <li>・大腸がん：10.9%</li> <li>・乳がん：18.9%</li> <li>・子宮頸がん：24.8%</li> </ul>	B	H25年度とがん検診受診率を比較すると、乳・子宮頸がん検診については、受診率が増加したものの、肺・胃・大腸がん検診の受診率は微減であった。	がん検診の受診率向上のため、健康くまもと21推進会議がん部会での協議及び受けやすい受診体制の整備を進めるとともに、市民にわかりやすい、効果的な啓発方法を検証しながら情報提供を行う。	健康づくり推進課

施策の方向性	2	医療・リハビリテーション体制の整備
具体的な取り組み	ライフステージに応じた一貫した医療やリハビリテーションが、地域においても継続して受けられる体制を整備する。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題/今後の方針 改善事項など	所管課
① 医療との連携強化	重症心身障がい児（者）の地域での生活を支援するため、医療や保健、福祉との連携を図り必要とされる施策について検討を行った。	A	医療や福祉、教育関係者と連携し、施策の検討を行い、現状における課題の解消に努めた。	今後は、検討した施策の実に、熊本県など関係機関との連携を図りながら取り組む。	障がい保健福祉課

①	【重複】 医療との連携強化	CKD患者の腎機能悪化防止のため、かかりつけ医と腎臓専門医のCKD病診連携システムを構築。	A	かかりつけ医から専門医への紹介件数162件（H21～26年度累計1,275件）	CKD対策について医療機関等との連携を強化し、病診連携システムの円滑な運用を図る。	健康づくり推進課
②	医療費の助成	重度障がい者（児）の医療費の一部負担金を助成し、医療を容易に受けられるよう、助成を行った。	A	適正な処理をし、サービスの提供ができた。	今後も継続し、重度障害者（児）の負担を軽減すべく、事業を行う。	障がい保健福祉課
②	【重複】 医療費の助成	障がい児又は将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、自立支援医療（育成医療）の給付を行った。	A	治療が必要な児童に対して、適切な医療の給付を行うことができた。	特になし	子ども支援課
③	地域リハビリテーションサービスの充実	平成24年10月より「統合失調症の認知機能リハビリテーション」を取り入れた就労準備デイ・ケアを開始し、先駆的取り組みをモデル的に行った。 【平成26年度】 4月～9月 開催回数：45回 延参加者数：369人 10月～3月 開催回数：47回 延参加者数：240人	A	障がい者ワーク・ライフサポートセンター「縁」や障害者職業センター、その他支援機関と連携を取りながら就労支援に取り組んでいる。	・利用者数の増加 ・認知機能リハビリテーションを取り入れた就労支援の地域精神科医療機関への普及	こころの健康センター
④	歯科保健医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区役所において、障がい児及び発達に不安のある未就学児を対象とした、むし歯予防事業（歯っぴー事業）の中で、歯と口腔の保健指導やむし歯予防に効果のあるフッ化物塗布を実施。（28回 108人）</li> <li>・児童発達支援サービス利用者を対象に歯科相談を実施。（21回 119人）</li> <li>・障がい児者施設における施設職員や利用者を対象に、口腔ケアの必要性や歯科疾患予防に関する健康教育を実施。（3回 143人）</li> <li>・障がい児と保護者を対象に地域において、歯科講話及び歯科相談を実施（5回 45人）</li> <li>・障がい児（者）の口腔保健に対する理解を深めることを目的として、保護者や歯科医療従事者、施設職員、8020推進員（地域ボランティア）、行政職員等を対象とした地域歯科保健研修会を実施。（参加者数 77人）</li> <li>・障がい児（者）歯科診療協力医リストを載せたリーフレットの作成。</li> </ul>	A	歯科診療協力医リストを載せたリーフレットについて、関係団体に周知することが出来た。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、区役所等において障がい児及びその保護者等に歯科保健指導・歯科相談を実施していく。</li> <li>・引き続き、歯科医療従事者等に対する研修会、保護者や支援者等に対しての講演会等を実施していく。</li> <li>・障がい児（者）歯科診療協力医リストに載せている協力歯科医への研修を実施するために、市歯科医師会と協議を行う必要がある。また、定期的に協力医リストを更新する。</li> </ul>	健康づくり推進課
⑤	難病対策の推進	<p>① H27.1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成の対象疾患の拡大に伴い、申請の受付体制を拡充した。</p> <p>② 難病医療相談会等の開催や訪問相談の実施とともに、患者会である熊本市難病・疾病友の会への支援を行った。</p>	A	<p>① 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴う医療費助成の対象疾患拡大に対応した。</p> <p>② 難病患者の療養上の不安解消に役立った。</p>	<p>① H27.7月からの医療費助成対象疾患の拡大に適切に対応できるように受付体制を整備していく。</p> <p>② 今後も難病患者の療養上の不安解消のための支援を継続する。</p>	医療政策課
⑤	【重複】 難病対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児慢性特定疾患治療研究事業により、患者家族に対して医療費の補助を行った。</li> <li>・平成27年1月の制度改正に伴う手続きを実施した。</li> </ul>	A	制度改正に伴う申請業務を円滑に実施することができた。	・引き続き、対象者へ医療費を支給する。	子ども支援課

⑥	二次障がい の予防	障がいのある方に対し、ふくしのしおりや市政だより、市ホームページなどを活用し、様々な支援制度や相談機関に関する情報を提供した。 また、障がい者サポーター研修として、障がいの特性や配慮の方法など、正しい知識の普及に努めた。	B	支援制度に関する情報は提供しているものの、情報が伝わっていないこともある。	継続して、様々な情報を提供し、正しい知識の普及に努める。	障がい保健福祉課
---	--------------	---	---	---------------------------------------	------------------------------	----------

施策の方向性	3	精神保健・医療施策の推進
具体的な取り組み	精神保健福祉サービスの充実や相談支援体制を整えるとともに、高次脳機能障害や発達障がいのある方への支援を行う。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
① 精神保健福祉サービスの 充実	①精神科病院実地指導において社会復帰への取り組みについて依頼し、また②精神保健福祉連絡協議会等を通して医療機関との連携を図った。	A	特に、実地指導においては、院内行事や作業療法の実施状況について確認及び助言する事ができた。	引き続き医療機関と情報交換を行い連携を図っていく。	精神保健福祉室
② 相談支援体制	こころの健康相談から精神医療にかかる相談・社会復帰相談等のさまざまな相談対応を実施。（電話相談・来所相談・訪問相談、必要により診療）また、関係機関への技術支援を行った。 *平成26年度相談件数 電話相談件数（延）：6,555件、来所相談件数（延）：1,183件、訪問相談（延）：137件	A	電話相談件数が年々増加。	引き続き、相談体制の充実につとめる。	こころの健康センター
③ 社会的ひきこもりへの対策	平成26年度こころの健康センターひきこもり相談件数 来所相談：253人、電話相談：162人、訪問相談33人、メール相談：4人  ひきこもりに特化した専門機関として、平成26年10月にひきこもり支援センター「りんく」を委託にて開設。新たにひきこもり当事者のつどいやピアサポーター養成講座や講演会等を実施。 ひきこもり支援センター「りんく」相談件数（H26年10月～） 来所相談：255人、電話相談：324人、訪問相談33人、メール相談：65人	A	相談件数が前年度より増加。	平成27年度からは各区での出張相談も実施。さらなる相談対応の充実をはかる。	こころの健康センター
④ 高次脳機能障害への対応	高次脳機能障害の相談を受け付けるとともに熊本県高次脳機能障害支援センター、医療機関と連携を行った。	A	高次脳機能障害に関する相談はほとんどないが、相談があった場合には対応を行う。	引き続き継続。	こころの健康センター
⑤ 広汎性発達障害等への対応	H24年度から発達障がい者支援センターを設置し、相談・発達・就労支援及び普及啓発活動を実施した。	A	適切な面談や支援計画により相談者の心に寄り添う支援を行うことができた。	支援件数が設置当初の見込みを大きく上回っており、今後高まるニーズにどう対応していくか検討が必要。	子ども発達支援センター
⑥ 自殺予防への対策	自殺予防週間、アルコール関連問題啓発週間に啓発イベントを開催し、自殺と精神疾患、アルコール関連問題との関係や相談窓口についての周知を行った。	A	タイムリーな啓発広報活動が展開できた。	今後も引き続き、タイムリーで積極的な啓発広報活動に努めると共に若年層への啓発広報活動を行う。	精神保健福祉室

## 第4章 すべての人にやさしく安全なまちづくり 【生活環境】

施策の方向性	1	住環境の整備
施策の方向性	障がい者が住み慣れた地域の中で自立生活を送ることができるよう、住まいの確保や住宅のバリアフリー化の促進するなど、住環境の整備を促進する。	

具体的な取り組み		H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
①	障がい者住宅改造費助成	在宅で生活する障がい者が快適な生活ができるよう住宅を改造する場合に必要な費用の一部を助成した。 H26年度 11件	A	現地確認、検査等を行い、障がい者が必要とされる改造を適正に行うことができた。	今後も継続して事業を行う。	障がい保健福祉課
②	公営住宅の活用	居住支援協議会によるあんしん住み替え相談窓口において、不動産と福祉が連携して障がい者等の住宅確保要配慮者の住み替えに関する相談対応を行うとともに、住宅確保要配慮者が入居可能な賃貸住宅の登録を行い情報提供を行った。 H26年度相談件数678件のうち障がい者153件（フォロー対応含む）	A	相談対応等を通して障がい者等の住み替え等への支援ができた。	熊本市居住支援協議会の運営資金源の大半を占める国等の補助金に頼らない自立した運営に向けての体制作りが必要である。	建築計画課
②	【重複】公営住宅の活用	高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者対策として、1階への優先入居、単身向け住宅の供給を行った。	A	H26年度も前回から引き続き実施。	引き続き、施策を継続していく。	住宅課

施策の方向性	2	ユニバーサルデザインの推進
具体的な取り組み	だれもが使い勝手の良いユニバーサルデザイン(UD)を取り入れ、計画の段階から障がいのある当事者の参画を得ながら、やさしいまちづくりの推進を図る。	

具体的な取り組み		H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
①	公共施設等の整備	バリアフリー法における特別特定建築物（1,000㎡以上）のH26年度の整備実績は1件であった。	A	ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行った。	熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進する。	営繕課
②	民間建築物の整備	平成21年度から4件の不特定多数が利用する民間建築物（飲食店、店舗、理容室等）のバリアフリー化の改修工事に補助を行った。平成26年度からは補助対象の絞込みを行い、改修工事のみを補助するよう要綱を改正した。また、更なる周知活動の促進により、建築主のバリアフリー化への意識の向上啓発を行った。	A	平成26年度の補助件数はないが、説明会や補助パンフレットの配布、市政だよりを通して「人にやさしいまちづくり事業」の周知に努め、バリアフリー化への意識の向上啓発を行うことができた。また、本事業の成果として、「建築物のバリアフリー化の普及・啓発のための見本となる施設整備」という当初の目標は達成したと考えられる。	当初の目標は達成したことからは、本補助事業は廃止する。しかしながら、既存小規模建築物のバリアフリー化への取り組み方が課題となっているため、今後は窓口相談や各種団体への出前講座などで、各種バリアフリー制度等への意識啓発活動に取り組み、課題解決を図っていく。	建築指導課
③	安全で快適な道づくり	道路上の不法占用物件の所有者に対し、撤去、改善指導を行った。	B	調査に基づき、必要な指導を行っているが、一部の物件について不法占用の解消にまで至っていないケースがある。	引き続き、不法占用物件の所有者に対し、撤去、改善指導を繰り返し行い、安全な道路空間の確保に努める。	土木管理課

④	公共交通・移送手段の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本城・市役所前電停、交通局前電停のバリアフリー化</li> <li>・超低床電車を1編成導入</li> </ul>	B	電停改良は実施しているが、計画見直しは実施していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電停改良計画の関連法律の改正等を踏まえて、整備優先度の見直しを行う。</li> <li>・計画を基に、バリアフリー化整備を推進する。</li> <li>・ノンステップバス等の導入促進に係る、補助制度導入に向け、事業者からの要望を踏まえ引き続き検討を行う。</li> </ul>	交通政策総室 (交通局電車課)
---	------------------	--	---	-----------------------------	--	--------------------

施策の方向性	3	緊急時における障がい者への支援体制の整備
具体的な取り組み	災害時に自力避難が困難な障がいのある人が安全に避難ができるように、地域の共助による緊急時の支援体制づくりを進める。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題/今後の方針 改善事項など	所管課
① 地域における避難支援体制づくり	「熊本市災害時要援護者避難支援制度」登録者数（うち障がい者） H26年度：7,576人（1,214人）	B	登録者は減少傾向であるため、登録推進を図る必要がある。	本人同意に基づく平時からの地域への名簿提供と支援プランの作成を進める。	健康福祉政策課
② 地域ぐるみの防犯・防災体制の整備	「熊本市災害時要援護者避難支援制度」の枠組みの中で、平時からの地域における要援護者支援体制整備を進めた	B	防災意識や体制に対する地域間の温度差がある。	継続して地域関係者への丁寧な説明と協力依頼を行う。	健康福祉政策課
③ 施設における防災体制の整備	事業所指定、及び事業所への実地指導の際に、防災計画や避難訓練等の有無や消防確認を受けているかの確認を行った。 また、補助金を活用したスプリンクラー整備の促し等も行った。	A	事業所指定、実地指導の際に防災体制の整備が整っているか確認した。	今後も、事業所指定・更新時及び実地指導時に防災体制が整備されているか確認を行っていく。 新設事業所だけではなく、市に事業所指定権限が与えられる前に指定を受けている事業所についても、防災体制が整備されているか確認を行う必要がある。	障がい保健福祉課
④ 点字文書による防災指導小冊子の発行	平成26年度は、視覚障がいのある人の外出を支援するため「熊本市点字マップ」を作成。 (市の主要道路、区役所のフロアマップなど)	C	点字文書による防災指導小冊子の発行はできていない。	防災指導小冊子については作成の必要性を検討。	障がい保健福祉課
⑤ 緊急通報システム貸与事業	緊急時における連絡手段の確保が困難な在宅の重度身体障がい者に対し、緊急通報システム装置を貸与した。	A	重度身体障がい者の緊急時の連絡手段として適切に機能した。	携帯電話所持者は原則として対象外としているが、携帯電話の普及拡大によりシステムや要件について再検討が必要となってくると考えられる。	障がい保健福祉課

⑥	障がい者専用ファクシミリ	聴覚・言語機能障がい者の緊急連絡等のため、ファクシミリの給付を行った。また、電話回線のない者に関しては、電話回線を貸与し設置・基本料金に関する費用を負担した。	A	聴覚・言語障がい者の連絡手段として適切に機能した。	今後も継続して行っていく。	障がい保健福祉課
⑦	携帯メール119番	平成26年実績：通報1件	A	予定どおり継続している	引き続き、事業を継続	情報司令課

## 第5章 生涯にわたる教育等の支援体制 【教育・育成】

施策の方向性	1	特別支援教育の推進
施策の方向性	学校教育法等の改正を踏まえ、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の実現を目指して、教育環境の整備等の充実を図る。	

具体的な取り組み		H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
①	教育相談体制の充実	他の相談機関との連携強化を図り相談体制の充実を図った。	A	他の機関等とも連携して取り組んだ。	相談件数が増え、その内容が多用途かつ専門化していることから相談員の専門性をさらに図る。	総合支援課
②	就学指導委員会	就学にあたり、的確な判断を行うため、医療や教育の専門家で構成する就学指導委員会を設置し、意見を聴いた。 ・就学指導委員会の開催回数:13回	A	審議件数が増加しているなか、計画通りに就学指導委員会を実施し意見を聴取した。	就学指導委員会の意見と保護者の希望する就学先が異なるケースでの、保護者との合意形成が課題である。	総合支援課
③	校内支援体制の充実	特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会の活性化を図るための研修会等を実施した。 ・特別支援教育コーディネーター担当者会の実施(1回) ・特別支援教育コーディネーター研修会の実施(1回) ・校内委員会、ケース会議等への専門家の派遣(64件) ・ブロック会、ブロック研修会への巡回相談員・専門家の派遣(51件)	A	コーディネーター研修会の実施に加え、各学校・園のニーズに応じて専門家を派遣することができた。	今後も、園・学校全体で幼児児童生徒を適切に支援するため、さらに校内委員会の活性化を図る。	総合支援課
④	障がいのある児童生徒のための施設等環境整備	障がいのある児童生徒の転入学等に伴い、段差を解消するためのスロープや手すりを設置するとともに、トイレや教室、体育館などの改修を行い学習環境の整備を行った。 また今年度からエレベーター設置について見直すこととした。	A	児童生徒の転入学等に伴うスロープや手すりの設置、トイレ等の改修は行うことができた。	児童生徒の障がいの程度に十分に配慮しながら、施設・設備面での適切な改修・整備を行い、円滑な学校生活を送れるよう支援を進めていく。	施設課
⑤	進路指導の充実	将来の就労を見据え、教育・福祉等の関係機関・団体と連携しながら、個に応じた進路指導の充実に努めた。 ・特別支援学級等担当者研修会や特別支援教育セミナーを開催した。	A	進学先が多様化してきており、個のニーズに応じた進路指導が行われている。	今後も、関係機関等と連携を図りながら、適切な進路指導に努める。	総合支援課
⑥	学童保育の充実	・児童育成クラブに在籍する障がい児に対し、必要に応じて加配指導員を配置している。 ・巡回指導員（非常勤職員3名）を配置し、障がい児など配慮を要する児童に対する効果的な支援方法について、クラブへアドバイス等を行っている。 ・児童育成クラブ指導員に対し、障がい児への対応等について年1回、研修会を実施している。	A	加配指導員の配置、巡回指導員による巡回、障がい児に関する研修会を実施した。	課題として、障がい児等加配を必要とする児童が年々増加していることが挙げられる。今後も加配指導員の配置・巡回指導員による指導・研修会を実施していく。	青少年育成課

施策の方向性	2	教育関係者への理解啓発の推進
具体的な取り組み	障がいのある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援ができるよう、教育関係者の研修等に取り組む。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	H26 評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
① 教職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級等担当者研修会の実施(2回)</li> <li>・特別支援教育スキルアップ派遣研修の実施(20回)</li> <li>・各学校が開催する研修会や授業研究会に、要望に応じて専門家を講師として派遣(66件)</li> </ul>	A	計画通りに研修会を実施することができた。また、校内研修等に専門家を派遣した。	研修会等への専門家派遣については、効果的な活用方法等について周知を図る。	総合支援課
② 発達障がいの理解推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育セミナーの開催。</li> <li>・各学校や各ブロックで開催される研修会に、要望に応じて専門家を講師として派遣。</li> </ul>	A	昨年度よりもセミナーの参加人数が増加した。	今後、セミナーの実施方法や内容について検討が必要である。	総合支援課

施策の方向性	3	生涯学習の振興
具体的な取り組み	障がい者の生涯学習活動を支援し、社会参加と相互理解の促進を図る。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
① 学習機会の提供	障がい者サポーターと障がい者が話し合うワークショップを開催し、両者が交流し学びあう機会を設けた。	A	健常者が障がい者と触れ合うことで障がいについての理解が深まったのはもちろん、障がい者同士が互いの障がいについて知る機会となった。	今後も障がいのある人とない人の交流の機会を設けていく。	障がい保健福祉課
① 【重複】学習機会の提供	生涯学習情報システム「わくわく学習情報くまもと」で講座・イベント情報や団体・サークルの情報を提供した。	A	学習情報の収集・提供により、学習機会の充実を図ることができた。	民間団体等と連携し、学習情報の効果的な収集・提供を行う。	生涯学習推進課
② 自主活動への支援	庁内関係課、民間教育機関等と連携し、「ふれあい出前講座」を開催した。 障がい者施策等に関するメニュー：6講座	B	講座の実施回数、受講者数ともに減少した。	社会的課題やニーズに対応したメニューの拡充を行うとともに、積極的な広報に取り組む。	生涯学習推進課

## 第6章 自立と社会参加への条件整備 【雇用・就労・活動】

施策の方向性	1	雇用の場の確保
具体的な取り組み	障がい者雇用に対する企業意識の高揚を図り、障がい者の就労機会の拡大と職場環境の整備を促進する。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
① 事業主への啓発	「障がい者就労支援ガイドブック」・「しごといく vol.3」を作成し、啓発時に活用した。	A	障がい者、事業主の双方に役立つ情報を掲載したことで、幅広い対象への啓発に利用できた。	事業主に向けた雇用開発・雇用継続に対する啓発方法を検討。	障がい保健福祉課
② 各種助成制度の周知徹底	「障がい者雇用促進ガイドブック」及び「しごといく」を事業主へ配布し、周知を図った。	A	熊本市障がい者就労・生活支援センターを通じ、周知を図った。	引き続き、事業主に対して各種助成制度の周知に取り組んでいく。	障がい保健福祉課
③ 公共機関での障がい者雇用の促進	熊本市役所における障がい者雇用の促進を図るため、身体障がい者を対象とした職員採用選考試験を実施し、職員を採用した。 H21～H25年度は毎年1名ずつを、H26年度は2名を採用した。	A	毎年度継続的に身体障がい者の職員採用を行っており、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者法定雇用率を確保した。	点字試験を実施していなかったため、次年度の職員採用試験において受験資格の見直しを行った。	人事課 人事委員会事務局
③ 【重複】公共機関での障がい者雇用の促進	6名の知的及び精神障がい者を嘱託職員として雇用すると共に、職場定着等の支援を行う就労支援員（嘱託）を配置。 *再掲（6-2-⑤）	A	一般就労で自信をつけ、他の企業へ転職した人もいた。	人数増を検討していく。	障がい保健福祉課
④ 障がい者雇用事業所への支援	障がい者を継続雇用する本市内の事業主に対し、奨励金を交付した。 ○交付件数 ・雇用奨励金 210件 ・雇用促進奨励金 199件	A	障がい者の雇用促進を図ることができた。	今後も引き続き、障がい者の就労支援・雇用促進を図る。	産業政策課
④ 【重複】障がい者雇用事業所への支援	工事等入札参加資格審査申請の際に、障がい者を雇用している事業所に対し、主観的数値のうち5点を配点している。	A	H26年度も前回から引き続き実施。	取組みを継続して実施予定。	契約検査総室

施策の方向性	2	一般就労への移行と定着・継続への支援
施策の方向性	「熊本市障がい福祉計画」に基き、サービス事業者との連携のもと、就労移行支援事業や就労継続支援事業等の一般就労を促進するための各種サービスの充実を図る。 関係機関との連携のもと、就労に関わる相談や就労定着指導等を行い、障がい者の一般就労への移行及び定着・継続を支援する。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題/今後の方針 改善事項など	所管課
① 就労移行支援事業	○実利用者人数 (人/月) H21年度 106人 H26年度 194人	A	利用者は増加傾向にある。平成24年度から26年度までの第3期障がい福祉計画に係る期間の実績については、事業所の新規指定の増加などによる利用者の増加により、熊本市障がい福祉計画値を上回っている。	説明会やホームページ等での障害福祉サービスの周知や、相談支援事業所と連携しながら、支給決定を行っていく。	障がい保健福祉課
② 就労継続支援事業(A型・雇用型)	○実利用者人数 (人/月) H21年度 284人 H26年度 878人	A	利用者は増加傾向にあり、毎年熊本市障がい福祉計画値を上回っている。事業所の新規指定の増加や、一般就労が難しい障がい者の需要が増えたことなどが要因と考えられる。	説明会やホームページ等での障害福祉サービスの周知や、相談支援事業所と連携しながら、支給決定を行っていく。	障がい保健福祉課
③ 職親制度(知的障がい者)	ふくしのしおりに掲載して制度を周知している。 ○利用人数 H21～26年度 0人	C	一般就労に向けた支援の選択肢の一つとして制度化してきたが、障害福祉サービスにおける就労支援の充実により、利用がなかったものと考えられる。	障害福祉サービスと職親制度との中から、その人のライフスタイルに応じてサービスを選択できることが必要である。	障がい保健福祉課
④ 職場定着と継続就労への支援	平成25年10月より「熊本市障がい者就労・生活支援センター」を設置し、支援を行っている。	A	定着支援の実績は着実に増加している。	引き続き、同センターにて支援を行っていく。	障がい保健福祉課
⑤ チャレンジ雇用	6名の知的及び精神障がい者を嘱託職員として雇用すると共に、職場定着等の支援を行う就労支援員(嘱託)を配置。 *再掲(6-1-③)	A	一般就労で自信をつけ、他の企業へ転職した人もいた。	人数増を検討していく。	障がい保健福祉課

施策の方向性	3	福祉的就労への支援
具体的な取り組み	「熊本市障がい福祉計画」に基き、サービス事業者との連携のもと、一般就労が困難な障がい者に対する福祉的就労の場の確保を図る。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
① 就労継続支援事業(B型・非雇用型)	○実利用者人数 (人/月) H21年度 428人 H26年度 854人	B	新体系移行に伴い利用者は着実に増加しているものの、各年度とも熊本市障がい福祉計画値を下回っている。事業所の新規指定が少なかったことや、翌年度にずれ込んだことなどが要因と考えられる。	障害福祉サービスのさらなる周知を行うとともに、相談支援事業所と連携しながらライフスタイルに応じた支給決定を行っていく必要がある。	障がい保健福祉課
② 地域活動支援センター(Ⅲ型)	平成22年度より、2箇所補助を実施。	B	事業を終了するセンターもあり、今後の制度について見直しが必要。	制度の見直しを検討する。	障がい保健福祉課
③ 授産施設、小規模通所授産施設等の旧体系サービス	平成23年度中に新体系へ完全移行した。利用者についても、新体系サービスが利用できるよう支給決定を行った。	—	—	—	障がい保健福祉課
④ 小規模作業所	平成23年度に補助事業所が閉鎖。(他の小規模作業所は地域活動支援センター等への移行済み)	A	小規模作業所の法定施設への転換を促進することができた。	旧体系から新体系への移行に伴い、事業廃止を検討。	障がい保健福祉課

施策の方向性	4	障がい者の能力や特性に応じた雇用の促進
具体的な取り組み	障がい者一人ひとりの能力を活かし、障がいの態様や特性に応じて効果的な就労ができるよう、多様な雇用形態への取り組みを促進する。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
① テレワークの普及	実績なし	C	—	在宅就労について検討中	—
② グループ就労や短時間就労の促進	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、支援対象障がい者が能力及び適正に応じた形態で就労できるよう、事業所との仲介や障がい者雇用の啓発等を行った。	A	企業訪問等による雇用勧奨を行った。	引き続き事業所に対する障がい者雇用の勧奨・啓発を行う。	障がい保健福祉課
③ ピアカウンセリング等の活動支援	平成24年9月より社会復帰支援ピアサポーター(嘱託職員)4名を雇用し精神障がい者が自らの経験を生かして相談や支援を行うピアサポートへの当事者の参画に取り組んでいる。 また、平成24年度・25年度に引続き26年度もピアサポート講座を実施するとともに、ピアサポート講演会も開催し、精神障がい者のピアサポートの普及と活動支援に取り組んでいる。 【ピアサポート相談】 平成24年度 相談件数(延56件) 講話(7回) 平成25年度 相談件数(延134件) 講話(11回) 平成26年度 相談件数(延187件) 講話(9回) 【ピアサポート講座】 平成24年度 3回 参加者延116名 平成25年度 4回 参加者延104名 平成26年度 4回 参加者延72名 【ピアサポートの集い】 平成24年度 2回 参加者延32名 平成25年度 3回 参加者延57名 平成26年度 3回 参加者延43名 【ピアサポート講演会】 平成26年度 参加者108名	A	社会復帰支援ピアサポーターの雇用及びピアサポート活動の周知に取り組んだ。また、講演会を開催し、ピアサポートの普及啓発も行った。	ピアサポーターの雇用の場や仕事としてのピアサポートの場の拡充が必要	こころの健康センター

施策の方向性	5	就労に関する相談・支援の充実
具体的な取り組み	就労希望者に適切な求人情報の提供を行うとともに、関係機関と連携して求職活動への支援を行う。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
① 求人・求職者情報の提供	平成25年10月に「熊本市障がい者就労・生活支援センター」を設置し、障がい者と企業とのマッチングを開始している。	A	企業訪問による雇用勧奨等を実施している。	引き続き、同センターを核とし、着実にマッチングを進めていく。	障がい保健福祉課
② 就労関係機関との連携強化	平成25年10月に「熊本市障がい者就労・生活支援センター」を設置し、障がい者の円滑な就労のため、関係機関と連携を図っている。	A	関係機関との連絡会議において、連携を図った。	引き続き、同センターと関係機関との連携強化を行っていく。	障がい保健福祉課

施策の方向性	6	移動手段への支援
具体的な取り組み	障がい者の社会参加促進を図るため、移動手段への支援を行う。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
① 熊本市優待証(さくらカード)の交付	障がい者の外出を支援し、積極的な社会参加の促進を図るため市内公共交通機関の乗車及び市の施設等が利用できる熊本市優待証(さくらカード①)の交付を行った。(H26年度末所持者数13,973人)また、熊本市優待証(さくらカード①)の所持者が、掲示するだけで市内を運行するバス・電車を利用できる「おでかけパス券」の交付も行っている。(毎年度、約5000人に交付)	A	例年通り交付を行い、障がい者の外出の支援・積極的な社会参加の促進が図れた。	おでかけ乗車券のICカード化に伴い、おでかけパス券の廃止を行う。利用者への効果的な周知を行う必要がある。	障がい保健福祉課
② 障がい者福祉タクシー	重度の障がい者に、タクシー利用料金の一部を助成する利用券の交付を行った。(毎年度、約7,000人に交付)	A	消費税増税に伴い、1枚あたりの助成額を見直すなど、利便性の向上を図った。	障がいのある方の移動手段の確保の観点から、効果的な事業のあり方について引き続き検討を行う。	障がい保健福祉課
③ 障がい者自動車運転免許取得費助成	障がい者の就労等社会参加を促進し、その福祉の向上に資するため、自動車運転免許の取得にかかる費用の一部の助成を行った。 H26年度 22件	A	適正な処理をし、助成を行った。	今後も継続して費用助成を行う。	障がい保健福祉課
④ 身体障がい者自動車改造費助成	身体障がい者の社会参加の促進を図るため、自動車の駆動装置等の改造を必要とする者に、改造にかかる費用の一部を助成した。 H26年度 31件	A	適正な処理をし、助成を行った。	今後も継続して費用助成を行う。	障がい保健福祉課

施策の方向性	7	スポーツ・文化活動の促進
具体的な取り組み	障がいのある人とない人が相互の理解を深め、また、障がい者自身の心身機能訓練、生きがいの創造、社会参加意欲の高揚等を図るため、障がい者のスポーツ・文化活動を促進する。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
① 活動への支援	熊本県障害者スポーツ・文化協会への負担金助成を行った。	A	予定どおり実施した。	引き続き、各種障がい者団体等への助成を行っていく。	障がい保健福祉課
① 【重複】活動への支援	スポーツ施設利用時における個人使用料を免除している。	A	特になし。一定の評価を受けているものと思われる。	現状維持	スポーツ振興課
② 体育施設等のバリアフリー化	平成27年4月にオープンした城南総合スポーツセンターにおいては、多目的トイレの設置などバリアフリー化を行った。	A	予定どおり実施した。	平成31年度に供用予定である植木中央公園の体育館についてもバリアフリー化を行う予定。	スポーツ振興課
③ 障がい者スポーツ・文化行事の開催支援	①熊本市障がい者大運動会を開催した。 *再掲 (1-1-⑤) ②障がい者の芸術活動支援を目的に、「アール・ブリュットパートナーズ熊本」と連携し、芸術活動の更なる活性化を促進した。市役所での作品展示も行った。	A	①知的障がい者施設中心の大会になりつつある。 ②市役所での作品展示を行うことで、市民の理解促進を図った。	①参加申込の周知先、競技内容等について、実行委員会会議等にて検討する。 ②引き続き、障がい者が表現して生きる環境づくりを支援するとともに、市民への理解啓発を行う。	障がい保健福祉課
③ 【重複】障がい者スポーツ・文化行事の開催支援	チャレンジ陸上2015大会実行委員会への協力	A	特になし。一定の評価を受けているものと思われる。	特になし	スポーツ振興課

## 第7章 情報バリアフリーの推進 【情報・コミュニケーション】

施策の方向性	1	情報バリアフリーの推進
具体的な取り組み	障がい者の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が、適切な方法で確実に伝わるよう、情報提供の方法や内容を充実させる。	

具体的な取り組み	H26 取組実績	評価	評価内容	課題／今後の方針 改善事項など	所管課
① ふくしのしおり	各種手続きや障害福祉サービスを積極的に活用していただくために、障害の分野ごとに「ふくしのしおり」を作成した。	A	対象者に配布することで情報の周知が図れた。	難病患者に対する情報を加えるとともに、よりわかりやすい構成を検討する。	障がい保健福祉課
① 【再掲】 ふくしのしおり	「精神障がい者のためのふくしのしおり」を作成し、区役所福祉課での配布や市ホームページに公開し、周知・啓発に努めた。	A	対象者に配布することで情報の周知が図れた。	各障害毎に分かれているしおりを統合し、さらに周知・啓発に努める。	精神保健福祉室
① 【再掲】 ふくしのしおり	発達障がい児のためのふくしのしおりを作成し、関係機関、相談者等に配布し普及啓発を行った。また、ホームページにも掲載しいつでも見ることができるようにした。	A	関係機関や相談者に配布し発達障がいに係る知識、情報等の普及啓発が出来た。	引き続き作成・配布、ホームページへの掲載を行い、普及啓発を図る。	子ども発達支援センター
② 点字文書による広報	市政だよりの内容を点字に変換し、点字版市政だよりを発行している。また、同様に音声版市政だよ日も発行している。	A	視覚障がい者に対して、市政情報を効果的に提供できた	引き続き点字・音声版市政だよりを発行する。障がい当事者以外（家族など健常者）にも点字・音声版市政だよりの認知度を上げる。	広報課
② 【再掲】 点字文書による広報	議会広報紙について、点字・音声版を作成し、希望者に配布を行った。 【配布件数（H27.3配布分）】 点字版97件、音声版104件	A	点字・音声版の議会広報紙を配布し、情報提供を行った。	引き続き、視覚障がい者に対する議会の広報に努める。	調査課
③ 聴覚障がい者等情報文化事業	・関係団体等への助成を行った。 ・H24年度から各区役所に手話通訳嘱託員の配置を行った。	A	予定とおり団体助成、手話通訳者等の配置を行った。	引き続き、団体助成、手話通訳嘱託員の配置を行っていく。	障がい保健福祉課
④ 手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員養成及び派遣を行った。また、点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成を行った。	A	専門性の高い意思疎通支援を行う人材の養成を行った。	障害者総合支援法の施行に伴い、より専門性の高い意思疎通支援者の養成を行う指導者が不足しているため、国が実施する指導者養成研修事業に派遣し指導者を養成する。	障がい保健福祉課
⑤ 障がい者福祉ホームページの開設	専用ホームページは開設しなかったが、各手当額変更や利用できるサービス事業所の更新を行った。	B	各種サービス、施設や事業者の情報等については、市ホームページにて提供した。	専用ホームページ開設を視野に入れ、情報発信に努める。	障がい保健福祉課
⑥ 保健福祉総合情報システム	システムを各受付窓口配置し、事務処理の迅速化と事務の効率化を図った。	A	情報共有を行なうことでサービス相談や申請受付を効果的に行なえた。	より一層、セキュリティの向上に努める。	障がい保健福祉課
⑦ 行政情報の周知	障がい者に関する行政の情報を市ホームページに随時更新した。各種イベント、窓口の情報をラジオや市政だより等を利用し広く周知した。	A	タイムリーな周知ができた。	特に無し	障がい保健福祉課